

十七 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>9-7-12 法人が資産に計上した入会金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p>(注) <u>預託金制ゴルフクラブのゴルフ会員権については、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産宣告等の事実に基づき預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合において、当該顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができるに留意する。</u></p>	<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>9-7-12 法人が資産に計上した入会金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p>

- 16 -

十八 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(取立不能見込額として表示した貸倒引当金)</p> <p>11-2-1 法人が貸倒引当金勘定への繻入れの表示に代えて取立不能見込額として表示した場合においても、<u>当該取立不能見込額の表示が財務諸表の注記等により確認でき、かつ、貸倒引当金勘定への繻入れであることが総勘定元帳及び確定申告書において明らかにされているときは、当該取立不能見込額は、貸倒引当金勘定への繻入額として取り扱う。</u></p> <p>(貸倒損失として計上した金銭債権に係る個別評価による貸倒引当金)</p> <p>11-2-1の2 法第52条第1項第1号《貸倒引当金》の規定の適用に当た</p>	<p>(取立不能見込額として表示した貸倒引当金)</p> <p>11-2-1 法人が貸倒引当金勘定への繻入れの表示に代えて取立不能見込額として表示した場合においても、<u>貸倒引当金勘定への繻入れであることが総勘定元帳及び確定申告書において明らかにされているときは、当該取立不能見込額は、貸倒引当金勘定への繻入額として取り扱う。</u></p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>り、確定申告書に「貸倒引当金の損金算入に関する明細書」又は「個別評価する金銭債権に関する明細書」が添付されていない場合であっても、それが貸倒損失を計上したことによるものであり、かつ、当該確定申告書の提出後にこれらの明細書が提出されたときは、同条第4項の規定を適用し、当該貸倒損失の額を当該債務者に係る個別評価による貸倒引当金の繰入れに係る損金算入額として取り扱うことができるものとする。</p> <p>(注) 本文の適用は、同条第1項第1号の規定に基づく個別評価による貸倒引当金の繰入れに係る損金算入額の認容であることから、同号の規定の適用に関する説明資料の保存がある場合に限られる。</p>	
<p>(裏書譲渡をした受取手形)</p> <p>11-2-4</p> <p>(注) この取扱いは、その裏書譲渡された受取手形の金額が財務諸表の注記等において確認できる場合に適用する。</p>	<p>(裏書譲渡をした受取手形)</p> <p>11-2-4</p> <p>(注) この取扱いは、その裏書譲渡された受取手形の金額が財務諸表等において確認できるように経理されている場合に適用する。</p>
<p>(担保物の処分以外に回収が見込まれない金銭債権等の個別評価による繰入れ)</p> <p>11-2-6の3 令第96条第1項第2号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する「その他の事由が生じていることにより、当該金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められるとき」には、次に掲げる場合が含まれることに留意する。この場合において、同号に規定するその取立て等の見込みがないと認められる金額とは、当該回収できないことが明らかになった金額又は当該未収利息として計上した金額をいう。</p>	<p>(担保物の処分以外に回収が見込まれない金銭債権の個別評価による繰入れ)</p> <p>11-2-6の3 令第96条第1項第2号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する「その他の事由が生じていることにより、当該金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められるとき」には、法人の有する金銭債権の額のうち担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかになった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるときが含まれることに留意する。この場合において、同号に規定するその取立て等の見込みがないと認められる金額</p>

- (1) 法人の有する金銭債権の額のうち担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかになった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるとき
- (2) 貸付金又は有価証券（以下この(2)において「貸付金等」という。）に係る未収利息を資産に計上している場合において、当該計上した事業年度終了の日（当該貸付金等に係る未収利息を2以上の事業年度において計上しているときは、これらの事業年度のうち最終の事業年度終了の日）から2年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までの期間に、各種の手段を活用した支払の督促等の回収の努力をしたにもかかわらず、当該期間内に当該貸付金等に係る未収利息（当該資産に計上している未収利息以外の利息の未収金を含む。）につき、債務者が債務超過に陥っている等の事由からその入金が全くないとき

（裏書譲渡をした受取手形）

11-2-15

（注）この取扱いは、その裏書譲渡された受取手形の金額が財務諸表の注記等において確認できる場合に適用する。

（売掛債権等に該当しない債権）

11-2-16 次に掲げるようなものは、売掛債権等には該当しない。

- (1)
- (2) 保証金、敷金（借地権、借家権等の取得等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。）、預け金その他これらに類する債権
- (3)
- (4)

とは、その回収できないことが明らかになった金額をいう。

（裏書譲渡をした受取手形）

11-2-15

（注）この取扱いは、その裏書譲渡された受取手形の金額が財務諸表等において確認できるように経理されている場合に適用する。

（売掛債権等に該当しない債権）

11-2-16 次に掲げるようなものは、売掛債権等には該当しない。

- (1)
- (2) 保証金、敷金（借地権、借家権等の取得等に関連して無利息又は低利率で提供した協力金等を含む。）、預け金その他これらに類する債権
- (3)
- (4)

改	正	後	改	正	前
(5)			(5)		
(6)			(6)		
(7)			(7)		
(8)			(8)		
(9)			(9)		
(10) <u>法第61条の5第1項《デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等》に規定する未決済デリバティブ取引に係る差金勘定等の金額</u>			(10) <u>商品先物取引又は債券先物取引における差金勘定の金額</u>		
(11) <u>法人がいわゆる特定目的会社（ＳＰＣ）を用いて売掛債権等の証券化を行った場合において、当該特定目的会社の発行する証券等のうち当該法人が保有することとなったもの</u>					
(注)			(注)		
(貸倒損失の範囲—返品債権特別勘定の繰入額等)			(貸倒損失の範囲—返品債権特別勘定の繰入額等)		
11-2-20 次に掲げるような金額は、令第96条第2項第2号イに規定する売掛債権等の貸倒れによる損失の額には含まれない。			11-2-20 次に掲げるような金額は、令第96条第2項第2号イに規定する売掛債権等の貸倒れによる損失の額には含まれない。		
(1) 9-6-4 《返品債権特別勘定の設定》により返品債権特別勘定に繰り入れた金額			(1) 9-6-4 《返品債権特別勘定の設定》により返品債権特別勘定に繰り入れた金額		
(2) <u>外貨建ての債権の換算による損失の額</u>			(2) <u>外貨建債権の換算による損失の額</u>		
(3) 売掛債権等の貸倒れによる損失の額のうち保険金等により補てんされた部分の金額			(3) 売掛債権等の貸倒れによる損失の額のうち保険金等により補てんされた部分の金額		